

令和7年度滋賀県立琵琶湖博物館ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアー業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

琵琶湖博物館は「湖と人間」をテーマによりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成8年に開館し、令和8年には開館30周年を迎えるところである。

今回の「ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアー」は、琵琶湖や琵琶湖地域の自然や歴史、文化等への理解をさらに深めてもらうために、通常の営業時間内では体感・体験できないような博物館の展示見学などのナイトコンテンツを計画し、夜間開館を行うものとする。30周年記念事業も兼ねており、これを機会に、ナイトコンテンツの新規開発、充実を図る。ついては、多様な広報媒体を活用し、ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアーに関する情報を効果的に発信し、博物館の魅力向上、ファン獲得につなげる。

なお、業務は、県民をはじめ多くの方に対し情報伝達機能を持ち、イベント等の豊富な実践経験を持つ民間事業者に委託することとし、実施要領に基づき、業務の契約業者を決定するものとする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度滋賀県立琵琶湖博物館ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアー業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日まで

3. 予定価格

6,067,000 円(消費税および地方消費税を含む)

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の通り登録されている者であること。

大分類：役務 中分類：イベント

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

5. 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し提出すること。提案は、1者につき1案とする。

提案者は、当館のコンセプトや学術的クオリティ、博物館の価値、観るだけではない博物館の魅力を十分に理解し企画すること。

- ① 令和7年度滋賀県立琵琶湖博物館ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアー業務プロポーザル参加申請書（様式2） 1部
※ 記名、押印すること
- ② 企画提案概要書 10部
・A4で2ページ程度とし、③の内容をまとめること。
- ③ 企画提案書 10部
・原則としてA4サイズとする。様式は問わない。
・提案者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。
・「令和7年度滋賀県立琵琶湖博物館ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアー業務委託仕様書」の5. 業務内容のうち下記項目をわかりやすく示すこと。
 - － 広報・宣伝活動（訴求方法等を具体的に示すこと。）
 - － チラシ、ポスターの制作（デザイン案を示すこと。）
 - － 事前告知イベント（ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアーへの参加を促す手法を示すこと。）
 - － 写真スポット等の演出（演出内容、場所を示すこと。）
 - － PR用コンテンツ映像作成（映像のイメージ、コンセプトを記載すること。）
 - － ナイトミュージアム当日イベント（イベント概要、にぎわいづくりの工夫を記載すること。）
・業務の円滑な実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、その配置や業務内容を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記すること。
- ④ 経費見積書 10部
様式は任意とする。
金額は消費税込みとし、消費税額を明記すること。
- ⑤ 社会的推進政策に関する書類 1部
8. 審査の（3）審査基準の7. 社会的政策推進に該当する場合は、証明する書面（写し可）を提出すること。

（2）提出期限

令和7年12月10日（水）17時まで

（3）提出方法

持参（9時から15時まで）または郵送（書留郵便に限る）すること。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

（4）提出先

〒525-0001 草津市下物町1091 滋賀県立琵琶湖博物館 企画・広報営業課 担当：上坂
TEL：077-568-4811 FAX：077-568-4850
e-mail：de52pr@pref.shiga.lg.jp

6. 現地見学会

（1）開催日時

令和7年12月4日（木）18時～19時

（2）内容

ナイトミュージアム・プレミアムナイトツアー用に照度を落とした館内や、臨時駐車場からのアクセス、キッチンカー等の配置場所の見学会を実施する。なお、現地見学会への参加は公

募型プロポーザル参加の必須要件ではない。

(3) 参加申し込み

現地見学会への参加を希望する者は、令和7年12月3日（水）17時までに、現地見学会参加申込書（様式1）を電子メールにて de52pr@pref.shiga.lg.jp へ提出すること。

7. 質問および回答について

(1) 質問受付期限

令和7年12月5日（金）17時まで

(2) 質問方法

電子メールまたはFAXにより（任意様式）提出すること。質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。あて先は、5.（4）に同じ。

電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和7年12月7日（日）17時を目途に、質問票の提出があった者へ電子メールにて回答するとともに、琵琶湖博物館ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.biwahaku.jp/news/>

8. 審査

(1) 審査概要

滋賀県立琵琶湖博物館が設置する審査会において、提出された企画提案書により審査を行う。

(2) 審査会

当館および関係課の6名の委員をもって設置する。

(3) 審査基準

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	着 眼 点	評価点
1. 広報・宣伝活動	・ウェブ媒体、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用したイベント告知が効果的なものとなっているか。（媒体の種類、数、広告本数、リーチ数）	10 点
	・チラシ、ポスター等の紙媒体による訴求が期待できるか。	10 点
	・事前イベントの参加者がナイトミュージアム・プレミアムナイトツアーへ参加することが期待できるか。	5 点
2. 写真スポット等の演出および運営	博物館の建物を効果的に活用し、来館者を引きつけるような演出および運営となっているか。	10 点
3. 映像制作	博物館の魅力向上につながる内容となっているか。	5 点
4. にぎわいづくり	ナイトミュージアムの集客やにぎわいづくり、来館者の満足度の向上につながる内容となっているか。	20 点
5. 実施体制	スタッフの役割分担が明確化されているとともに、スタッフの人員配置や実績が適正かつ信頼できるものであり、全体業務が円滑に遂行できる体制となっているか。また、当館との連携が図れる体制が確保されているか。	20 点
6. 経済性	見積価格は適正であるか。	10 点
	予定価格の80%未満 …評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点	

	予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	
7. 社会的政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1 点
	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1 点
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか。 (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1 点
8. その他	県内に本店を有する事業者か。	4 点
合計		100 点

9. 契約予定者の決定方法

- (1) 当館が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書をもとに審査し、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約予定者として 1 者選定する。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししない。
- (2) 審査結果は、参加者全員に書面または電子メールにより通知する。

- (3) 受託者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、または年度当初に提出した計画どおりに業務を遂行できないと認められた場合は、契約を解除することとし、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

10. 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類が揃っていなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容に実施できない項目が含まれていることが判明した場合

11. 支払条件

精算払とする。

12. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。